

令和8年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務

2 目的

次代を担う高校生が、海外留学を通じて、コミュニケーション能力を高めるとともに、幅広い視野を持ち、国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生き抜く力を身に付けることを目的として、本事業を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 令和8年度広島市高校生短期留学プログラム実施について

令和8年度広島市高校生短期留学プログラムは、別紙「令和8年度広島市高校生短期留学プログラム実施要項〈費用補助希望者用〉」を踏まえた内容とする。

5 最小催行人数について

令和8年度広島市高校生短期留学プログラムの最小催行人数は、10名とする。ただし、これによらない場合は、発注者と協議の上決定する。

6 業務委託内容

令和8年度広島市高校生短期留学プログラムを利用する留学生（以下「留学生」という。）に係る以下の業務を行う。（留学生は最大20名以内）

なお、国内外の情勢により海外渡航が困難になる等、現地への訪問が不可能となった場合、発注者、受注者協議の上、代替での実施を行う。

(1) 留学生の募集

ア 留学生募集用書類の作成に必要な情報（燃料サーチャージ、行程表及び旅行条件等）を発注者へ提供する。

イ 発注者は、費用補助対象者の選定結果を受注者及び留学生に送付する。

(2) 留学生の渡航に係る行程手配等

(3) 留学生及び保護者を対象とした出発前オリエンテーションの実施

(4) 留学前事前研修の実施

(5) 必要に応じて、留学生及び保護者を対象とした出発前のカウンセリングの実施

(6) 関係者間の緊急連絡体制の整備

(7) 留学先諸機関との折衝・調整

(8) 留学生の現地生活における支援

(9) 国内の移動における添乗員の同行

- (10) プログラムの推進に関する必要な情報の提供
- (11) プログラムの成果と課題の検証
- (12) その他、本業務が適切に実施されるために必要な業務

7 打合せ

業務の実施にあたって、受注者は発注者と綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等について相互に確認する。

8 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

9 再委託

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

10 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱・管理について十分留意すること。

11 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合は、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額の変更が生じる場合
- (2) 費用補助対象者が予定人数に達しなかった場合(費用補助対象者数に応じて契約金額等の変更を行う)
- (3) 委託期間の変更を行う場合
- (4) 発注者と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合
- (5) 代替での実施により契約金額や委託期間に変更が生じる場合
- (6) その他発注者又は受注者との協議で決定された場合

12 費用について

- (1) 本契約に係る費用は、「6 (1) イ」により選定された留学生に係る費用であること。
- (2) 「6 (1) イ」により選定された留学生から徴収する留学費用(参加者負担分)は、別紙「令和8年度広島市高校生短期留学プログラム実施要項〈費用補助希望者用〉」のとおりとする。
- (3) その他の留学生に係る費用は、別途受注者と留学生の契約によるものとする。

13 疑義等

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に明記されていない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。